令和5年度 北河内4市リサイクル施設組合人事行政の運営等の状況

1 任免及び職員数の状況

(1) 任免の状況

組合の職員は、枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の派遣職員で構成されています。(枚方市1人、寝屋川市3人、四條畷市1人、交野市1人)

(2) 職員数の状況(各年4月1日現在)

職員数		対前年
令和4年	令和5年	増減数
6	6	0
[9]	[9]	

「一」内は、条例定数

2 給与の状況

職員の給与は、派遣元の市の規定に基づき派遣元の市が支給し、その経費は組合が負担しています。

特別職の報酬の状況(令和6年4月1日現在)

区分	報酬月額
管理者	16,000円
副管理者	14,500円
議長	16,000円
副議長	14,500円
議員	12,000 円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38 時間 45 分
1日の勤務時間	7時間 45分
勤務時間の開始時刻	午前9時
勤務時間の終了時刻	午後5時30分
休憩時間	午後0時から午後0時45分まで

(2) 年次休暇の使用状況(令和5年度)

付与日数	平均使用日数
20日(最大で、繰越20日を含めて40日)	16.8 日

(3) 休暇の導入状況(令和6年4月1日現在)

項目		付与日数等
年次休暇		1年度につき20日(20日を限度に翌年度に
		繰越し可)
特	選挙権その他公民権を行使	必要と認められる期間
別	する場合	
休	証人・参考人等として裁判	必要と認められる期間
暇	所、官公署へ出頭する場合	
	骨髄液・末梢血幹細胞を提供	必要と認められる期間
	する場合	
	ボランティア活動を行う場	1年度に5日以内
	合	
	女性職員が分べんする場合	産前8週間、産後8週間
		多胎分べんの場合、産前 14 週間、産後 10
		週間
	配偶者が出産する場合	8日以内
	生後1年2月に達しない子	1日1回、又は1日2回通算して、1時間
	を育てる場合	30 分以内
	小学校就学の始期に達する	1年度に5日以内
	までの子の看護を行う場合	
	要介護者の介護等を行う場	1年度に5日(要介護者が2人以上の場合
	合	は、10日)以内
	女子職員のうち生理日の勤	2日以内
	務が著しく困難な場合	
	結婚する場合	7日以内
	喪に服する場合	1日から10日以内(続柄により付与日数は
		異なる。)
	一親等の親族又は配偶者の	その当日1日
	祭日	
	女子職員が妊娠のため医師	妊娠満23週まで 4週間に1回、その当日
	の診断を受ける場合	1日
		妊娠満24週から2週間に1回、その当日
		1 日

		付与日数等
特	妊娠障害のため勤務が著し	1週間以内で必要と認める期間
別	く困難である場合	
休	妊娠中に交通機関の混雑等	1日2回勤務時間の始め及び終わり各30分
暇	により支障を来す場合	以内又は1日1回勤務時間の始め若しくは
		終わり1時間以内
	夏季休暇	6月から10月までの期間内で、職員の勤務
		状況に応じ、5日以内
	災害又は交通機関の事故等	必要と認められる期間
	により出勤が困難な場合	
病気	休暇	90 日を超えない範囲でその療養に必要と認
		める期間
介護休暇		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、
		3回を超えず、かつ、通算して6月を超えな
		い範囲内で指定する期間

※ 1年度とは、4月から翌年3月までの12か月間をいいます。

4 分限及び懲戒の状況

派遣職員の身分等の取扱い等についての協定により、派遣職員の分限及び 懲戒については、派遣元の市の規定に基づき行います。令和5年度は分限及 び懲戒処分の例はありません。

5 服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を 免除することがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、研修を受ける場合のほか、 「職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第38条の規定により、営利企業等への従事が制限 されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認 められています。令和5年度は許可の例はありません。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 派遣元の市において行われる研修に参加しています。

(2) 勤務成績の評定の状況 派遣元の市の人事評価の規定により、派遣元の市が評価を行います。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度 派遣元の市の制度の適用を受けます。

(2) 公務災害補償制度 認定請求手続及び補償手続は、派遣元の市が行います。令和5年度は公務 災害の発生はありません。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求(令和5年度) 該当なし

(2) 不利益処分についての不服申立て(令和5年度) 該当なし